

## 会議録

- 会議の名称 令和5年度第4回座間市環境審議会
- 開催日時 令和6年3月22日（金） 午後4時00分～午後4時45分
- 会議場所 座間市役所3階 3-1会議室
- 出席者
  - 委員 田中会長、村山委員、藤倉委員、鈴木委員、西委員、西海委員、吉井委員、津田委員
  - 事務局 暮らし安全部長、ゼロカーボン推進課長、温暖化対策係長、温暖化対策係員2名
- 公開の可否 公開 一部公開 非公開
- 傍聴者 なし
- 報告
  - (1) PPA事業による公共施設への太陽光設備導入について

### 【配布資料】

- 資料1 PPA事業による公共施設への太陽光設備導入について

### 議事の概要

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 報告
  - (1) PPA事業による公共施設への太陽光設備導入について
- 4 閉会

### ～事務局から報告（1）について説明～

#### ・田中会長

それでは今の説明について、質問のある方はいらっしゃいますでしょうか。

特にないようですので、まず、わたしの方からお訪ねしますが、この事業の契約上、太陽光発電設備の撤去費用はどのように取り扱う定めになっているのでしょうか。

#### ・事務局

20年の中で、市庁舎とふれあい会館については、屋上の防水メンテナンス施工が予定されているため、1回限りにつき、事業者が負担することになっています。2回目以降、何らかの要因で撤去が必要になったら市の負担となります。

・田中会長

契約期間の途中にもかかわらずパネルを撤去しなければならないときに、その撤去に関する保険などの措置はどうなりますか。例えば、仮に事業者が事業継続できない状況になってパネル鉄橋をした場合には、どのように対応するのでしょうか。

・事務局

保険についてですが、損害保険は事業者が加入しています。施工の開始からP P A事業を継続する20年間で、施設管理上の賠償責任に対し、対人対物に5,000万円の保険に加入しています。自然災害の補償については、保険会社と包括締結しておりますので、何らかの自然災害が発生した場合には保険が適用されます。

・鈴木委員

事業者が倒産した場合、環境省は債務保証してくれるのでしょうか。

・事務局

電力購入契約書の中では、契約解除の項目があり、責任が相手方にあって発生した場合への対応が記載されております。こちらの不利益にならないような記載事項を契約書に盛り込んでおります。

・鈴木委員

所有権が第三者であるので、事業者が倒産した場合には、パネルなどは出資者から融資を受けてやっています。そこで、倒産した場合には、行政の所有する建築物の上にあるので、何かあったときには責任を負いかねないのではないのでしょうか。

・事務局

今回の事業で締結した電力購入契約書は環境省が作成したひな型をベースに作成しており、またP P A事業を実施している市町村の様式も参考しているため、問題はないと認識しています。破産手続きや特別清算手続きが発生した場合には、基本的に事業者へ責任が問われますが、そこから先の手続きまでは契約書に記載していません。

・西海委員

第三者所有だと、そこが心配になります。倒産してしまうと、そこに置きっぱなしになってしまう。

・事務局

この事業を実施するにあたり、プロポーザルを実施した際に、審査項目として、経営状況

審査もあります。それを踏まえて事業者選定に至っています。

・西海委員

環境省の方で債務保証をしていると安心だと思いました。補助金を出している以上、そこまでしていればと思いますが、保証はないのでしょうか。

・事務局

保証はないです。

・田中会長

今回のパネル設置の方法は新しい手法で、自治体にとっていくつかメリットがあるようです。価格が安くなっているのはレジリエンス補助金が採択されたからでしょうか。

・事務局

そうです。

・田中会長

電力金額が安くなった場合に、契約金額よりも市場価格が安くなりますが、その場合は契約金額を引き下げることができるのでしょうか。

・事務局

今後、市庁舎及びふれあい会館と同一電力系統であるハーモニーホールにPPA事業を実施する際に、物価変動等に伴い、その時の電気料金単価を確認して、甲乙の協議の上で単価の再設定をすることが可能です。

・西海委員

一般家庭の場合、価格は決まっています。すごく下がってしまいました。

・事務局

先ほど物価変動等に伴い、単価の再設定が可能となる場合があるとお答えしましたが、極端に電力単価が下がったとしても、契約上、設定した単価を変更することはできません。

・津田委員

恐らく問題はないかと思いますが、今回の太陽光発電設備を設置にあたって、建築基準法上は問題ないのでしょうか。

・事務局

問題ありません。

・藤倉委員

レジリエンス補助金の対象条件としては、大地震が起きた際に対応できるよう、蓄電池も設置する必要があると思うのですが、設置されていますでしょうか。

・事務局

蓄電池は5階の会議室に設置しています。災害時に活用することができます。また、夜間についても蓄電池からの電力も供給することができます。

・藤倉委員

蓄電池も事業者の所有物でしょうか。

・事務局

そうです。

・西海委員

蓄電池の価格は高いのでしょうか。

・事務局

高いです。

・田中会長

太陽光発電設備導入については、脱炭素に寄与する良い取り組みと思います。災害時に必要な電力の確保もできますので、市庁舎のような災害拠点にそのような設備が整っていることは非常に良いことです。

・事務局

ありがとうございます。

・田中会長

本件のご報告、ありがとうございます。審議会としての意見交換はここまでにさせていただきます。それでは、事務局にお戻しします。よろしくお願いいたします。

・事務局

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の予定、全て終了となりますが、この後に太陽光発電設備をご覧になっていただきたいと思います。ひとまず、ここで令和5年度第4回座間市環境審議会を終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

～太陽光発電設備見学～